

日本における労働市場改革と労働組合の弱体化

——イタリアとの相違

渡辺 宏彰

(立命館大学教授)

本稿では、日本において労働市場の規制緩和がどのように労働組合の弱体化に影響を及ぼしたかを、1990年代後半から2010年代前半のほぼ同時期に労働市場の規制改革を実施したイタリアとの比較を通して考察する。労働組合の経営者への対抗力の低下など、その弱体化を分析するにあたり、組合の「権力資源」を構成する要素、すなわち、労働組合の組織率、政策形成過程への参加度合い、ならびに組合内部の利害関係を考察する。厳しい国内経済状況や国際競争の激化などを背景に、日本とイタリアにおいては1990年代後半、2000年代前半および2010年代前半のほぼ同時期に、経営者の意向を踏まえた労働市場の規制緩和がなされたが、その程度および態様は異なった。労働市場の規制緩和は、労働組合が政策形成過程に関与する度合いを減らし、組合内部の利害対立を引き起こし、さらには、組織化の難しい非正規労働者を増加させたことなどにより、労働組合の弱体化につながった。しかしながら、労働市場の規制緩和が及ぼしたこれらの影響は、日本とイタリアにおいてその程度、態様において異なり、それがまた、両国における労働組合の弱体化の程度、態様をも異なるものとした。

目次

- I はじめに
- II 労働組合の権力資源と労働市場改革
- III 労働市場の規制緩和と労働組合の弱体化
- IV 結論

I はじめに

1990年代の経済停滞および国際競争激化などの経済的要因により、労働市場の規制改革、とりわけ、規制緩和を推進する動きが多く国において顕著となった。日本とイタリアでも同様であり、1990年代後半から2010年代前半にかけてのほぼ同時期に、規制緩和を中心とする労働市場改革が実施された。さらには、規制改革の導入を可能にした政治的要因においても両国は似ており、

日本においては1990年代前半に自民党優位の「55年体制」が崩壊し、イタリアにおいても中道右派のキリスト教民主党を中心とした政治体制が崩壊した。両国におけるこれらの政権は既得権益政治を権力基盤としており、その崩壊は労働市場を含む経済構造改革の導入に道を開いた(Watanabe 2014)。

これらの似通った政治的、経済的背景の下、日本政府とイタリア政府の双方は、1990年代以降、労働市場の規制改革に本格的に取り組むことになったが、両政府による規制緩和および労働者保護の程度と態様は異なるものとなった。本稿ではまず、これらの差異が、日本とイタリアにおける労働組合のパワーあるいは「権力資源」(power resources)の差異により生じたことを示す。権力資源の構成要素としては、組合組織率、組合の政

策形成への関与，ならびに組合内部の利害関係を考慮する。それに続き，両国における労働市場の規制改革，特に規制緩和およびその政策形成過程が，どのように，どの程度，労働組合の弱体化につながったかを分析する。一般的に，国内，国際経済状況の悪化などによる労働組合の弱体化は，労働市場の規制緩和を容易にするが，規制緩和はその政策形成過程においても労働者代表の程度を弱め，組合内部間の利害対立を増幅させるだけでなく，組織化の難しい非正規労働者の増加をもたらすことなどにより，さらなる労働組合の弱体化を招き得る。しかしながら，その程度と態様は国ごとに異なり得ることを，日本とイタリアの場合において示す。

本稿の構成は以下の通りである。Ⅱにおいては，日本とイタリアにおける労働組合の権力資源の相違が労働市場改革の程度と態様に及ぼした影響を，1990年代後半，2000年代前半および2010年代の3つの時期に分けて考察する。Ⅲにおいては，労働市場の規制緩和を通して，労働組合の権力資源が日本とイタリアでどのように変わり，労働組合の弱体化においてどのような相違が見られたかを分析する。最終節の結論においては，本稿における主張の要約とともに，日本とイタリアの場合から，労働市場の規制緩和と労働組合の弱体化との関係について示唆されるものを指摘する。

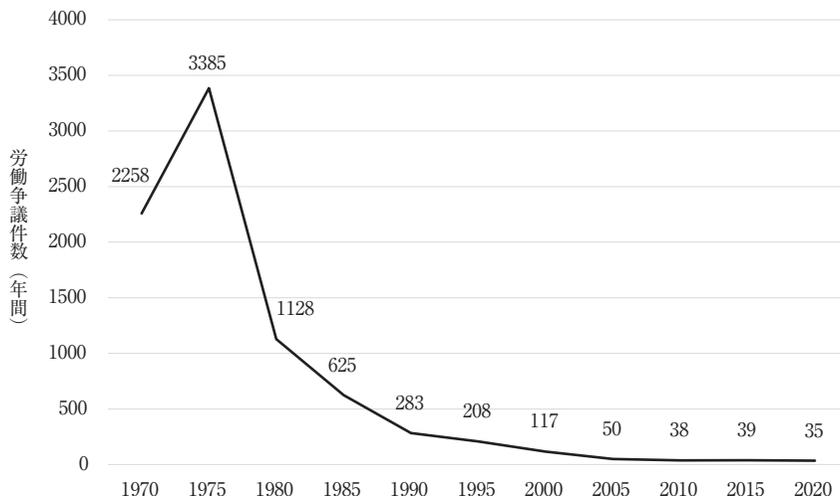
Ⅱ 労働組合の権力資源と労働市場改革

本節においては，まず最初に，1990年代以前から見られる日本とイタリアにおける労働組合の特徴および労使関係の状況を簡単に概観した後，1990年代初頭の両国における政治，経済的状况の変化が，労働市場改革を促したことを指摘する。それに続いて，上記3時期において，労働組合の権力資源における相違が，日本とイタリアでの労働市場改革における規制緩和と労働者保護の程度と態様にどのような影響を及ぼしたかを分析する。

1 1990年代以前からの労働組合の特徴および労使関係の状況

1990年代以前からの日本とイタリアにおける労働組合の特徴および労使関係の状況を簡単に振り返ると，以下のことが指摘できる。日本の場合は，1970年代半ばまでは組合による労働争議が頻繁に起こったが，その後大幅な減少を経験し，2020年には1975年のピークの約100分の1の件数となっている（図1）。1970年代半ばは，官公労に代わって民間労組が労働運動の主導権を握った時期であり，特に国際競争力を有した自動車産業や電機産業部門などの産別と「企業別組合」に

図1 日本における労働争議件数



出所：総務省統計局『労働争議統計調査』2022

よる、経営者団体との「階級間連合」(cross-class alliance)が見られた(Kume 1998; Swenson 1991)。1980年代の中曽根政権による新自由主義に基づいた国営企業の民営化などにより総評の力は弱まり、1989年には、主に民間労組の全国団体である同盟の主導のもとに連合が誕生した。しかしながら、官公労と民間労組の寄り合い所帯である連合は、傘下労組の利害調整に苦慮することになった。また、連合設立後の1990年以降、日本の労働組合組織率はほぼ一貫して低下し続けた(図2)。

イタリアにおいては、労働組合の基本単位が企業別組合である日本とは異なり、「産業別組合」が労組の基本単位となっている。それゆえ、一般的に言って、倒産の危機を回避するために経営者に協力しがちな企業別組合が主流の国(日本を含む)と異なり、組合員を大規模に動員した労働争議の実施がより頻繁である。イタリアにおいては、全国労組がCGIL(イタリア労働総同盟)、CISL(イタリア労働組合連盟)およびUIL(イタリア労働同盟)の3つに分かれている点が、労働運動に大きな影響を与えてきた。CGILは多数派が旧共産党と連携し少数派が旧社会党と連携する一方、CISLはキリスト教民主党と、UILは旧社会党などと連携していた。CGILが往々にして労働者階級全体の団結(class solidarity)を強調し、経営者団体や政府との審議において柔軟でないこ

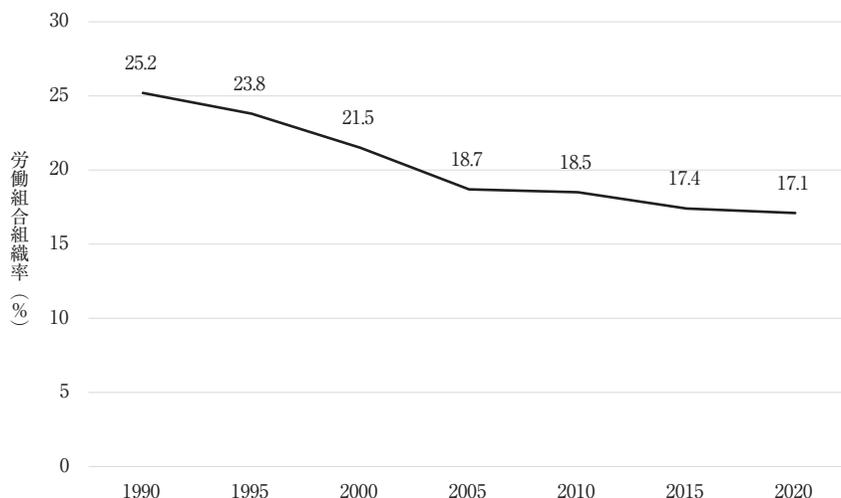
とが多かったのに対し、CISLとUILは自己の労働組合員の利益を代表することを重視し、経営者団体や政府との交渉においても柔軟なところがあった。この点は、規制緩和に関する労働組合の意見を分裂させることを狙った中道右派政権によっても利用された点であり、そうなった場合には、以下に見るように、労働組合が政府、経営者団体に対抗する力は減少した(Watanabe 2014)。

2 1990年代初頭における政治、経済的状況の変化と労働市場改革の導入

日本においては1990年代に入り、バブル経済崩壊後の経済停滞あるいは低経済成長に加え、韓国、台湾、シンガポールなどの東アジア諸国との国際競争の激化を背景に、経済効率の向上と国際競争力の強化を意図した、労働市場の規制緩和推進が主張されるに至った(Watanabe 2012, 2014)。これらの経済的要因に加え、1993年の自民党政権の終焉を内容とした「55年体制」の崩壊といった政治的要因も、自民党の下に存在する既得権益の打破を謳った、非自民8党派連立政権による規制改革の導入を可能とした。

他方、1990年代初頭のイタリアにおいては、経済停滞と高失業率を克服して経済成長を果たすことが期待されたが、キリスト教民主党を中心とした、イタリア社会党などとの5党連立政権

図2 日本の労働組合組織率



出所：厚生労働省『労働組合基礎調査』2022

(*Pentapartito*) が自民党に類似した既得権益政治を行っていたため、経済改革の実施は望み薄の状況にあった (Haddock 2002)。しかしながら、政治的スキャンダルを契機にキリスト教民主党中心の政治支配体制が崩壊したことにより、経済改革実施への大きな障害が取り除かれることになった。このような政治的要因に加え、ヨーロッパ通貨統合 (「Euro」の導入) を果たすための統一基準 (Maastricht convergence criteria) 導入による財政赤字削減の必要性や、デンマークやオランダなどで見られた労働市場の柔軟化と労働者保護の双方 (flexicurity) を促進するための、ヨーロッパ共同体による経済指令 (EC Directives) 通達などによる「ヨーロッパ化」(Europeanization) の圧力も、イタリア政府が労働市場改革を含む経済改革に取り組み始める要因となった。実際、EC 指令に基づき、2000 年代最初にパート労働に関する規制緩和政策として立法令 (Decreto Legislativo) 61/2000 などが導入され、有期雇用に関しても立法例 368/2001 などにより、その使用制限を一定の条件の下に緩和した (Ferrera and Gualmini 2004: 102-103)。また、それだけでなく、中道右派のベルルスコーニ政権などの場合には、立法例 61/2000 などが EC 指令を満たしていないと批判することにより、ピアジ法によるパート労働のさらなる規制緩和を図るなど、ヨーロッパ化を利用した政策形成も見られるようになった (Watanabe 2014)。

以上述べた政治経済的要因を背景に、日本とイタリアにおいては 1990 年代後半、2000 年代前半および 2010 年代前半のほぼ同時期に労働市場の規制改革がなされたが、規制緩和や労働者保護の程度および態様は、両国における労働組合の権力資源を構成する要素の差異、すなわち、組合組織率、組合の政策形成参加および組合内部の利害関係における差異により、異なるものとなった。また、これらの相違は、経営者の意向に基づいて政府が推進した労働市場の規制緩和に対する組合の抵抗力の低減、すなわち、労働組合弱体化の程度、態様における違いをもたらした。以下、両国における労働市場改革の内容とその要因を、1990 年代後半、2000 年代前半および 2010 年代の 3 時

期に分けて、コルピの権力資源論 (Korpi 1978, 1983, 1998, 2006) の観点から分析するが、それに多少の修正を加え、労働組合が保有する権力資源の構成要素あるいは指標として、以下の 3 つを考慮する。1) 労働組合の組織率 (union density)、2) 労働組合の政策形成過程 (policy-making process) への参加度合い、ならびに 3) 労働組合の「選好」(preferences) に基づく組合内部の利害関係 (利害一致あるいは対立) である。これらの指標に基づき、1990 年代後半以降、労働市場改革、とりわけ規制緩和と労働者保護の程度と態様が日本とイタリアでどのように異なり、それがまた、組合の経営者への対抗力や組織化、動員能力などにおいて、どのように労働組合の弱体化につながったかを分析する。

3 1990 年代後半の労働市場改革

(1) 日本

1990 年代後半における労働市場の規制緩和に関しては、日本における主要なものとして以下のものがあつた。正規労働市場に関しては、1998 年の労働基準法改正により、「裁量労働制」の対象となる正規労働者の範囲の拡大がなされた。非正規労働市場に関しては、1999 年の派遣法改正により、派遣労働の原則自由化がなされ、また、1998 年の労働基準法改正により、有期雇用の期限延長が図られた。低下する組合組織率に加え、労働組合に比べ経営者の意見がより反映される規制緩和委員会などの設置や、国際競争力があり規制緩和に概ね賛成する製造業の企業別組合と、それに反対する組合の利害対立などにより、労働組合の権力資源は減少を見た。以下、裁量労働制の拡大と派遣の原則自由化を例にとり、労働市場の規制緩和と組合権力資源の変化について考察する。

1987 年に導入された裁量労働制は、当初はその適用範囲において研究開発などの専門業務に限られていたが (専門業務型裁量労働制)、経営者の意向を代弁する規制緩和小委員会は、適用範囲を非専門業務にも拡大することを求めた (企画業務型裁量労働制)。規制緩和小委員会の設立以前は、労働省の審議会において政労使代表による合議体

制に基づく政策形成がなされていたが、その後は、まず最初に規制緩和小委員会が議題を決め政策提案をなし、閣議了承を得た後で、労働省の審議会はそれに則った政策審議をせざるを得なくなった。このことは審議会の政策形成能力を弱めるとともに、審議会でのみ経営者団体と対等な代表権を有していた労働組合の政策形成に与える影響力をも減少させた。

労働政策形成過程の大きな変化に加え、裁量労働制の適用範囲拡大に関する労働組合内部の利害対立、意見不一致も、労働組合の政策形成に与える影響力を損なわせた。自動車産業や電機産業などの国際競争力がある産業の労働組合は日経連と「階級間連合」を組んだため、適用範囲の拡大に反対する他の組合との意見相違をもたらし、連合は傘下労組の利害対立を解消できなかった（三浦2005：178-179）。その結果、野党民主党の参院選勝利により、企画業務型裁量労働制の実施にはいくつもの制約が設けられたものの、裁量労働制の適用範囲は拡大された。1989年に設立された連合は日本最大の全国労組団体となったが、その人的、財的資源は大きくなく、単組としての企業別組合と産別がより大きな影響力を行使し、労働組合員の団結に大きな支障をもたらすことが生じた（鈴木2004）。

1998年の労働基準法改正による裁量労働制の適用範囲拡大と同様、1999年派遣法改正による派遣労働自由化の際も、政策形成過程の変化が労働組合の権力資源を減少させた。規制緩和小委員会は「ネガティブリスト」導入により派遣労働使用における「原則自由化、例外禁止」を提案したが、これが閣議了承された後に初めて、労働省の審議会は審議を始めることができた（中村・三浦2001：濱口2004）。しかしながら、1990年代後半時点では、代表委員を1名も出さないと定足数を満たさず審議会が成立しないという規則を利用することにより労働組合は「拒否権」を行使できた結果、製造業では派遣使用を認めさせないことに成功した（三浦2005）。さらには、裁量労働制の適用範囲拡大の際と同様、自民党の参院選における敗退により、新たに派遣使用が許可された職業分野においては、最大1年間の期限が設定され

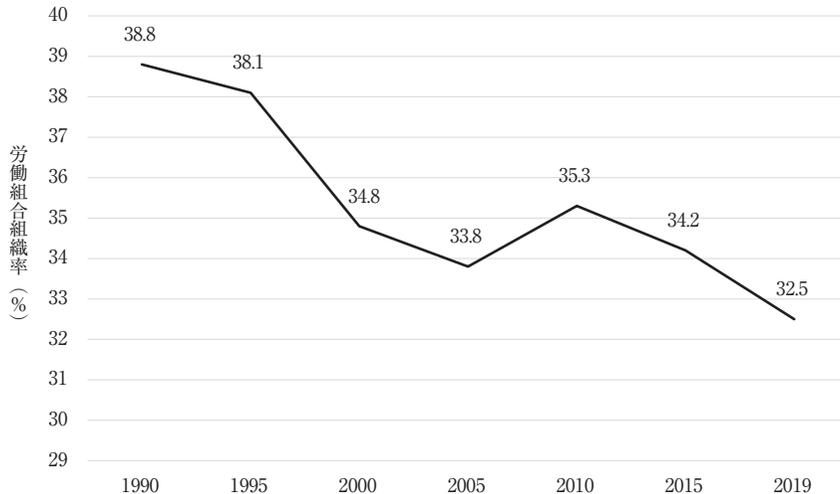
た。労働組合によるこのような部分的な勝利はあったが、派遣使用が「原則自由化」されたという点では経営側の大きな勝利であり、政策形成過程の変化が労働組合の弱体化に与えた影響は大きかった。

(2) イタリア

イタリアにおける1990年代後半の労働市場の規制緩和策としては、正規雇用では主に見当たらないが、非正規雇用においては1997年の労働派遣合法化がある。これは、「雇用のための合意」(*Patto per il Lavoro*)に基づき、当時の労働大臣であったトレウの名にちなんだ「トレウ法」(*Legge Treu*)の制定によるものであった。しかしながら、日本の場合と比べて、派遣の利用にはさまざまな制約が設けられた。当時のプロディ中道左派政権の下、労働政策過程においては政労使三者の合議体制である「コンサテーション」(*concertazione*)が制度化されていた(Regini and Regalia 1997)。これに基づき労働政策形成過程に参加した全国3大労組(CIGL, CISLおよびUIL)は、政治的イデオロギーや労働者代表概念などの点では異なりながらも、労働市場の規制緩和においては、非正規労働者の保護を図るという点で意見を一致させて「労働者団結」を図り、経営者による派遣使用に大幅な制限を加えることに成功した(Watanabe 2014)。例えば、経営者による派遣使用は、全国経営者団体と全国労組間での集団労使協定に依る場合や、企業の生産工程において通常とは異なる場合、あるいは、欠員労働者を補填する場合などに限ると、厳しく制限されていた。

上記のように、労働組合の政策形成に関与する度合いや、規制緩和における利害関係の点での相違に加え、イタリアの組合組織率は、比率の高い退職者の数を差し引いても、日本よりは高い水準にあった(図3)。また、組合員および一般大衆の動員力においても、イタリアの組合は日本を格段に上回っていた。さらには、当時の政権が中道左派で労働組合の支持に支えられていたことにより、規制緩和実施においても労働者保護が図られたという点で、イタリアの労働組合は日本の労働組合に比べ優位な立場にあった。しかしながら、

図3 イタリアの労働組合組織率（最新年度2019）



出所：Visser 2006, OECD.Stat 2023

2000年代前半のベルルスコーニが率いる中道右派政権においては、政策形成過程の変化や全国3大労組間の規制緩和に関する意見の相違などにより、イタリアの労働組合はその権力資源を減少させ、中道左派政権時よりも大規模な労働市場の規制緩和を許すことになった。これについては、下記、4(2)において考察する。

4 2000年代前半の労働市場改革

(1) 日本

2000年代前半の労働市場規制緩和の主なものとしては、2003年の労働基準法改正によるさらなる裁量労働制の適用範囲の拡大と、同年の派遣法改正による製造業への派遣使用解禁があった。この時期は、新自由主義的経済政策を推進した小泉政権が、経済財政諮問会議や総合規制改革会議の設立などにより、労働者代表を抜きにしたトップダウンの政策形成を進めた時期であった。また、1990年代後半の規制緩和時と同様、経営者の規制緩和要求に自動車産業などの企業別組合が同調することにより、労働市場の規制緩和がさらに推進された(Watanabe 2012, 2014)。この項ではまず最初に、さらなる組合組織率の低下に加え、政策形成過程の変化と組合内部の利害対立が労働組合の力を弱め、裁量労働制の適用範囲がさらに拡大した経過を考察し、その次に、製造業において派遣使用が解禁された経過を考察する。

2003年の労働基準法改正により、裁量労働制の適用範囲は企画業務型においてさらに拡大された。2000年代前半は、低下し続ける労働組合の組織率という状況に加え、労働政策の形成過程において大きな変化があった時期であった。1990年代後半においては、規制緩和委員会のメンバーとして労働組合の代表も1-2名ぐらいいは入っていたが、新自由主義に基づく規制緩和を推し進めた小泉政権は労働者代表を排除したため、総合規制改革会議は専ら経営者の利害を代表する組織に変質した(Watanabe 2012, 2014)。また、小泉政権は、同様に労働組合代表を排除して経営者団体の利害を代表する経済財政諮問会議を設立し、経済の構造改革をさらに推進しようとした。このような政策形成過程の変化は、労働組合の権力資源に大きなダメージを及ぼした。それに加え、省庁再編後の厚生労働省の審議会における政策形成においても同様な変化があった。1990年代後半においては、労働者代表が審議会の会議に参加せずに定足数を満たさなくすることにより、労働組合は労働政策審議における「拒否権」を行使できたが、2000年代前半には新たな労働政策審議会令により、経営者代表と公益代表が労働者代表の参加なしに審議会を開くことが可能となったため、ここに労働者代表あるいは労働組合は「拒否権」を失った。

派遣労働においても、2003年の派遣法改正に

よる製造業における派遣解禁という形で、大幅な規制緩和が見られた。先に述べたような労働政策形成過程の変化に加え、製造業における派遣解禁の場合には、国際競争に晒されていた自動車産業や電機産業などの企業別組合および産別が、「労働者団結」を唱えるよりも経営者との間で「階級間連合」を組んだことにより組合内部の規制緩和に対する利害対立を深め、組合全体の力を弱めたところが大きい。派遣関連の審議会においても、経営者代表だけでなく労働法学者などの公益委員も、グローバル化における国際競争を勝ち抜くためには柔軟に派遣が使えることの重要性を強調し、派遣労働者の保護に関してもその重要性には触れながら、あくまでも日本の製造業の国際競争力を損なわない程度に抑えるべきといった姿勢が見られた (Watanabe 2012, 2014)。2000年代前半の規制緩和に関する政策形成過程においても、労働組合はその権力資源を減少させたが、当時は1990年代後半とは異なり、衆議院、参議院双方において新自由主義的な経済政策を推進した小泉政権下の自民党が多数を握っていたことも、労働市場の規制緩和が推進された要因となった。

(2) イタリア

2000年代前半における労働市場の規制緩和策としては、中道右派のベルルスコーニ政権に経済アドバイザーとして従事したピアジの名にちなんだ「ピアジ法」(*Legge Biagi*)の制定によるものが主であった。派遣労働に関しては、日本で2003年派遣法改正によりオリジナルの26業務に認められたように、期間制限のない派遣労働(*somministrazione*)が導入された一方、有期の派遣労働に関しては、「技術的、生産的、組織的あるいは代替的理由」(*ragioni di carattere tecnico, produttivo, organizzativo o sostitutivo*)を満たすという条件の下に使用可能となり、中道左派政権時に制定されたトレウ法の場合に比べ、経営者による使用が容易になった。それに加え、「呼び出し(オンコール)労働」(*lavoro a chiamata*)や「プロジェクト労働」(*lavoro a progetto*)などの新しい形態の非正規雇用も導入された。パート労働の場合にも、中道左派政権時に制定された立法令

61/2000によるパート労働使用の規制緩和がEC指令(EC Directive 1997/81)の基準を満たさず充分でないとし、ピアジ法によりその使用がさらに容易化された。具体的には、集団労使協定の許可なしに、経営者が「柔軟化条項」(*clausole elastiche*)を用いて労働時間配置を変えたりすることなどを可能にした。さらには、パート労働契約書に記載されている以上の労働時間を認めた「追加労働」(*lavoro supplementare*)に関し、立法令61/2000で定められた使用制限を緩和した。

中道左派政権から中道右派政権に変わった2000年代前半は、労働政策過程と労働組合の利害関係という点で大きく変化した時期であった。2001年に新たに成立した中道右派のベルルスコーニ政権は、中道左派政権時に制度化された政策形成過程であった政労使の合議体制であるコンサテーションに代えて、単なる話し合いの機会提供に過ぎない「ソーシャル・ダイアログ」を採用し、政府はその結果に拘束されなかった(Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali 2001; Molina and Rhodes 2007)。ここに、労働組合は「制度化」された政策形成への関与を失い、その権力資源は減少することとなった。さらには、ピアジ法の基礎となった「イタリアのための合意」(*Patto per l'Italia*)の交渉から3つの全国労組の中で最大組織であったCGILが離脱し、残りのCISLとUILだけが参加するといった事態に至った。これには、3大労組間における労働市場の柔軟化に対する考えの違いや、政治的イデオロギーにおける違いなどが反映されていた。全国3大労組が団結して規制緩和に反対できなかったことは労働組合の政府や経営者団体に対する対抗力を弱め、ベルルスコーニ政権による労働市場の規制緩和を十分に阻止できなくさせた。しかしながら、当該政権が「イタリアのための合意」に基づいてピアジ法を導入しようとした際に、「労働者憲章」(*Statuto dei Lavoratori*)の18条に基づく正規労働者の解雇規制を柔軟化しようとする動きを見せると、全国3大労組はそれを阻止するために再び結束し、組合員や一般大衆などの動員を通して参加者が約130万人にも及ぶ大規模集会を起こすことにより、政府に解雇規制の緩和を見送らせた

(Tiraboschi 2006)。

総じて、中道右派であるベルルスコーニ政権時には、労働政策形成過程の変化や3大労組間の利害対立もあって、中道左派政権時に比べると規制緩和の程度は拡大した。しかしながら、時には意見が分裂しながらも組合員の動員力に優るイタリアの労働組合は、日本の労働組合よりも政府や経営者団体が推進する規制緩和に対抗する力を有し、中道右派政権時における規制緩和の程度においても、日本の場合と比べて抑制されたものとなった。例えば、ピアジ法における派遣労働の規制緩和において、使用期限が無期限である派遣労働が導入されたが、その使用はIT産業など非常に限られた業種に制限された。さらには、ストライキ権を行使した労働者を代替する目的や、過去6カ月間に集団解雇を実施した職場などの場合には、期間制限のない派遣労働の使用が認められなかった。それゆえ、経営者による利用は少数に留まった(CNEL 2006)。有期の派遣労働の場合でも先に述べたように、「技術的、生産的、組織的あるいは代替的理由」がある場合にはその使用が認められるようになったが、全国労使協定がその使用に制限を設けたり、更新回数が4回までに制限され、延長期間は最初の契約期間を超えることができず、最長でも24カ月までとされた。それに加え、使用会社による派遣労働者の利用数は、その会社の正社員数の8-13%に限られるなど、さまざまな制約が課された。派遣ではなく一般の有期雇用の場合でも、EUの圧力のもとに立法令368/2001が施行され、「技術的、生産的、組織的あるいは代替的理由」がある場合にはその使用が認められるようになったが、他の場合と同様、労働者保護を図ったさまざまな使用制限が設けられた。

5 2010年代の労働市場改革

(1) 日本

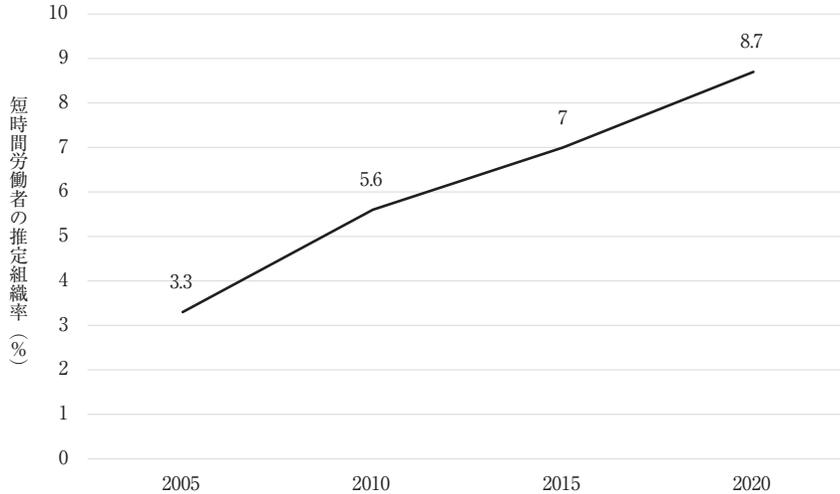
2010年代前半の労働市場規制緩和に関しては、日本においては第2次安倍政権により、アベノミクスの構造改革の一環として以下の緩和が実施、あるいは提唱された。まず、正規雇用に関しては、金銭解決の導入による解雇規制の緩和が提唱

された。終身雇用に基づく硬直的な正規労働市場を柔軟化し、雇用の流動化を促し経済成長につなげる政策であった。しかしながら、いまだ労働者の過半数を構成する正規労働者の雇用を脅かす規制緩和策の実施は、組合労働者だけではなく世論一般と対峙しなければならなくなり、これは実現しなかった(Watanabe 2018)。労働時間規制に関しては、裁量労働制の適用拡大に続くさらなる緩和策として、「高度プロフェッショナル制度」の導入が提案された。これは後に、2018年の「働き方改革」で導入されることになった。加えて、正規雇用の多様化とワークライフバランスの改善により女性の労働市場参加を促す「限定正社員」の使用促進も図られた。

非正規雇用の主な規制緩和策としては、派遣労働のさらなる使用制限の緩和があった。具体的には、2015年の派遣法改正により、3年間使用した派遣労働者を置き換えるだけで、経営者が実質無期限で派遣労働を使用することが可能になった。第2次安倍政権が成立した2010年代前半は、産業競争力会議の設置などにより、労働者代表が参加しないトップダウンの政策形成過程がさらに強化された時期であった。また、非正規労働者の組織化が若干は進みながらも、その組織率は未だ低く(パート労働者の推定組織率については図4を参照)、労働者全体における組合組織率の低下は止まらなかった(Watanabe 2015, 2021)。労働組合内の利害調整にしても、「企業別組合」を基本単位とする日本の労働組合においては、連合による傘下労組間の意見調整がままならず、「労働者団結」に基づく非正規労働者の保護や、組合員動員による大規模なストライキの実施などという状況には程遠かった。

安倍政権による2018年の働き方改革においては、高度プロフェッショナル制度の導入という、労働時間規制におけるさらなる新自由主義的な規制緩和がなされた一方、残業時間規制の導入と「同一労働同一賃金」の導入という、一見、労働者保護的な政策が採用されることになった。しかしながら、これは労働組合の権力資源が増加した結果ではなく、「労使自治」を損ねる形で政府の政策介入が強まった結果であった。実際、「一億

図4 日本のパート労働者推定組織率



出所：Watanabe 2015, 厚生労働省「労働組合基礎調査」2022

「総活躍社会」実現を意図して設立された働き方改革実現会議においては、労働者代表は当時の連合会長の1名しかおらず、規制緩和を意図した産業競争力会議などにおける労働者代表無しに比べれば多少はまともだったものの、経営者代表の7人に比べると圧倒的に少なかった。また、労働組合内の意見調整に関しても、連合幹部の一部が高度プロフェッショナル制度の導入に肯定的な態度を見せ、それが連合傘下の主要産別から非難されるという事態が生じるなど、労働者が団結して経営に対抗するという状況にはまたしても程遠かった（朝日新聞 2017；日本経済新聞 2017）。さらには、残業時間規制や同一労働同一賃金においても例外や抜け穴が存在し、労働者保護という点においては、改善はしたものの未だ不十分な状態であった。これは安倍政権が、これらの政策を労働者保護を第一の目的として導入したというよりも、労働生産性向上や可処分所得の上昇により経済成長を目指すための道具として導入した結果であった（Watanabe 2020）。

(2) イタリア

2011年に債務危機でベルルスコーニ政権が倒れた後、経済学者のモンティが首相となり、テクノクラートによる政権が成立した。翌年には、いわゆる「モンティ・フォルネロ改革」を導入し、

解雇が無効と判断された場合に、労働者を以前の職場に戻す原状復帰ではなく金銭解決を可能にするという形で、解雇規制の緩和を実現した。さらには、モンティおよびレッタ政権の後を継いだ、レンツィが率いる中道左派の民主党を第1党とする中道、中道右派との連立政権は、労働者憲章18条の破棄によりさらなる解雇規制の緩和を意図した「Jobs Act」の導入を目指した。これに対し、CGIL, CISL, UILの3大労組は、約100万人にも及ぶ大規模な大衆抗議を実施したが、レンツィ政権は2014年の終わりにJobs Actの立法化に成功した。しかしながら、正規労働者の解雇規制が緩和される一方で、多数の若年労働者が置かれた劣悪な労働条件を改善するために、経営者による有期雇用の使用が制限された（Tiraboschi 2012）。これらの政策は、正規労働市場の柔軟化を図りながらも非正規労働者の保護を図るという点において、二重労働市場の縮小を図った「非二重労働市場化」（de-dualization）を促した政策とみることができる（Durazzi, Fleckenstein and Lee 2018；Fleckenstein and Lee 2019；Marx and Starke 2017；Moreira et al. 2015；Watanabe 2018）。スペインなどの国においても同様な動きが見られたが、この状況は単純な「二重労働市場論」（Emmenegger et al. 2012；Palier and Thlen 2010；Thelen 2014）では理解しがたい状況であった。

この時期のイタリアの労働市場改革において特徴的な事は、労働組合の政策形成参加がないがしろにされ、テクノクラート政権および党派的偏向(partisanship)が減じた政権による、ほぼ一方的な「正規」労働市場の規制緩和が強行されたことである。この動きは、例えばスペインなど、イタリア以外の国でも見られた。このことは、労働組合がそれなりの動員力を維持しながらも、南ヨーロッパを中心とする金融、債務危機を背景とした、EU特にドイツの強い圧力に基づく規制緩和の実施過程で、労働組合の政治的影響力が格段に低下したことを意味している(Culpepper and Regan 2014; Guillén and Pavolini 2015; León, Pavolini and Guillén 2015; Luque Barbona and González Beguega 2015)。イタリアやフランスなどの労働組合は、未だ大規模な大衆動員能力を保持するが、緊縮財政の下で、労働組合が政策形成に対する影響力を保持し続けるのは一段と難しくなった。

Ⅲ 労働市場の規制緩和と労働組合の弱体化

前節で見たように、労働市場規制緩和の政策形成過程において、労働組合は権力資源を減少させた。さらに、規制緩和は組織化の難しい非正規労働者を増加させることにより、さらなる労働組合の弱体化を引き起こした。しかしながら、労働組合の弱体化の程度、態様は、日本とイタリアにおいて異なるものとなった。この節においては、労働市場改革、特に労働市場の規制緩和とそれに対する労働者保護が、どのように両国における労働組合の弱体化の程度と態様に違いをもたらしたかを、労働組合の権力資源を構成する各要素、すなわち労働組合組織率、組合の政策形成過程への関与、ならびに組合内部の規制緩和に対する利害関係に焦点を当てて比較分析する。

1 労働組合組織率

先にみたように、日本の労働組合組織率はもともとイタリアの組織率よりも相当低く、1990年代以降ほぼ一貫して低下しており、1990年には

25.2%であったものが、2020年には17.1%まで低下している(図2)。この間、正規労働者の組織率が低下する一方で、労働市場の規制緩和によって増加した非正規労働者の組織率は若干ながら上昇した(2020年におけるパート労働者の推定組織率は8.7%であったが、全労働者の組織率に比べて約半分である)。これは、リーマンショックの勃発や「格差社会」現象が顕著になった2007年における、遅ればせながらの非正規労働センターの設立も含めた、連合や一部の産別などの努力もあったものだが、その組織率は低位に留まっている。この点に関しては、やはり日本の場合には「企業別組合」が労働組合の主流で基本単位であり、非正規労働者を単に低賃金労働者および不況時における雇用の調整弁としてしか看做さず、彼らの組織化に熱心でなかったことが理由として挙げられる(Hanami 2004; Mouer and Kawanishi 2005)。後でも見るように、このような企業別組合の行動は、日本の労働組合内部において規制緩和に対する意見の相違をもたらし、規制緩和を推進する経営者団体に組合が対抗する力を弱めたといえる。

他方、イタリアの労働組合組織率は、日本の労働組合の場合よりも相当高かった。1990年には38.8%であり、その後低下したが2010年には35.3%と一時的に回復し、統計に現れる最近のデータである2019年には32.5%となっている(図3)。組合組織率の低下の要因としてはさまざまなものが考えられるが、その1つとして、労働市場の規制緩和による、組織化の難しい非正規労働者の増加が考えられる。しかしながら、全国3大労組は、トレウ法が制定された後すぐに、1998年には連合よりも10年近く早く、非正規労働者を代表してその利益を保護する内部機関を設立した(Watanabe 2014: 100)。イタリアの労働組合は日本の場合よりも組合員の獲得能力において優っており、労働市場規制緩和による人的資源における組合弱体化という点では、組合組織率の観点から見た場合、日本ほど弱体化しなかったと考えられる。

2 組合による政策形成過程への関与

労働政策形成過程への関与の程度に関しては、

日本の労働組合の場合、1990年代後半における労働市場規制緩和の時点では、政労使3者構成の審議会に加え、数は少ないながらも規制緩和委員会に労働者代表を送っていた。しかしながら、2000年代前半における労働市場規制緩和の時点では、2001年の省庁再編後に出された労働政策審議会令により、労働者代表が参加しなくても全体の3分の2のメンバーが参加すれば審議会の成立要件を満たすようになったという意味で、労働組合は「拒否権」を失った（Watanabe 2014）。それに加え、小泉政権時の総合規制改革会議においては、メンバーが経営者代表や規制緩和を主張する学者などで占められて労働組合は代表を失うことになり、この点においても組合は権力資源を減少させた。

2010年代前半の第2次安倍政権による労働市場改革時においてもこの状況は変わらなかったが、2018年に成立した働き方改革法の審議過程時点においては、わずか1名ながらも、閣内に設けられた働き方改革会議において労働者代表が復活した。しかしながら、これは労働組合が強くなり経営に対する力関係が改善した結果ではなく、経済成長を至上命題とし、それまでの改革に比べ労働者を利する働き方改革が成長戦略となり得ると考えた第2次安倍政権による政策形成の変化に起因するものであった（Watanabe 2020）。政策形成過程への関与という観点から考えた場合、1990年代後半における労働市場規制緩和の実施前に比べると、トップダウン政策決定型の閣内会議設置や審議会の代表構成変化などにより、日本の労働組合は権力資源を減少させて弱体化したと考えられる。

他方、イタリアの労働組合の場合、1990年代後半における労働市場の規制改革時には、労働組合の支持を受けた中道左派政権の下、コンサテーションに基づく政労使3者による合議体制が取られた結果、労働組合は政策形成過程において十分な影響力を発揮することができた。しかしながら、2000年代前半の規制改革時においては、ベルルスコーニが率いる中道右派政権がコンサテーションを放棄し、その結果に政府が拘束されないソーシャル・ダイアログを採用した結果、

労働組合が政策形成に与える影響力は低下した（Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali 2001; Molina and Rhodes 2007）。さらには、2010年代に入ると、モンティ・フォルネロ改革を導入したテクノクラート政権やJobs Actを導入した中道左派を第1党とするレンツィ政権による政策形成過程において労働組合はほぼ排除され、その影響力は大幅に減少した。当時は、イタリア債務危機でベルルスコーニ政権が倒れた後に危機対応策が取られた時期であり、労働組合は「ソーシャル・パートナー」としての地位を低めた。このような現象は、イタリア以外にも、債務危機を経験したスペインなどでも見られた。

3 労働市場規制緩和に関する組合内部の利害関係

規制緩和に対する組合内部の利害関係、すなわち、利害対立あるいは一致という点に関しては、日本の労働組合の場合、「企業別組合」が労働組合の主流であり基本単位であることが、組合内部における利害対立の大きな要因となった。国際競争力のある自動車産業などの企業別組合は、企業の国際競争力を維持するために経営者団体と「階級間連合」を組む誘因があり、往々にして労働市場の規制緩和において経営者に協力した。それに対し、それほど国際競争にさらされていない産業や、政府による規制で守られた産業の労働組合はそうではなく、ここに異なる産別の傘下にある企業別組合の間で利害対立の状況が生まれた。この状況は現在でもさほど大きくは変わっておらず、日本の労働組合の弱体化要因であり続けている。それに加え、全国団体である連合と全労連が、政治的イデオロギーの違いもあって対立し続けている状況や、個人労働者の救済に熱心で正規、非正規を問わずに労働者を組織化しようとする「コミュニティ・ユニオン」などとの間で、企業別組合など主流の労働組合の「カルチャー」が相当に異なり労働者団結が十分に果たされていない点も、規制緩和にあたって労働組合が経営者に対抗する力を弱めているように思われる（Watanabe 2015, 2021）。

他方、イタリアの労働組合の場合、全国3大

労組における規制緩和に対する意見、利害の一致あるいは相違が、少なくとも2000年代までは、政権党の党派的偏向に依るところが大きかった。2010年代のレンツィ政権以前の中道左派政権時は、政権が労働組合の支持に依存していたために組合の意向を尊重することが多く、政治的イデオロギーの異なる3大労組が労働市場改革においても協力することが多かった。しかしながら、ベルルスコーニが率いる中道右派政権時には、すべての労働者間の「階級内団結」を強調するCGILと、労働組合員（特に正規労働者）の利害を主に代弁するCISL、UILとの利害対立が、ベルルスコーニ政権による労働組合を分裂させる戦略もあって、規制緩和に関する意見の相違を顕在化させた。例えば、ピアジ法の根拠となったイタリアのための合意の交渉過程においては、CGILが途中で政府とのソーシャル・ダイアログから離脱した結果、3大労組間における協調は崩れ、Confindustria（イタリア産業総連盟）などの経営者団体に対抗する力は弱められた。しかしながら、労働組合が組合員や一般大衆を動員して労働争議を行う能力は日本の労働組合に比べ格段に高く、ピアジ法の政策形成過程において、労働者憲章18条放棄による解雇規制緩和の導入などを阻止することに成功した。

以上、労働市場の規制緩和は、その政策形成過程において、日本およびイタリア双方における労働組合の弱体化を促したが、その程度および態様は異なるものとなった。その要因として、両国において労働組合が保有する権力資源の構成要素が、どのような変化を受けたかということがあった。組合組織率においては、1990年代後半の規制緩和導入以降、両国において低下傾向であるものの、依然としてイタリアの方が日本の約2倍と高い。労働者の組織化および一般大衆を含む動員能力においても、イタリアの労働組合は日本よりも格段に高く、このことは100万人以上に及ぶ大規模なデモンストレーションの実施や、より頻繁な労働争議にも表れている。

労働組合の政策過程参加に関しては、日本の場合、規制緩和委員会などのトップダウン政策決定型の閣内会議設置による労働者代表の削減あるいは

は排除、ならびに労働関連の審議会における労働者代表の「拒否権」喪失により、労働組合が経営者に対抗する力は大きく弱められた。他方、イタリアの労働組合が政策形成に参加する程度に関しては、2010年代までは政権党の党派的偏向に依るところが大きかった。中道左派政権時には、コンサテーションに基づく労働組合の政策参加が制度化されたのに対し、中道右派政権時には、ソーシャル・ダイアログの導入により、労働組合が政策形成に参加する程度は低下し、組合間の利害対立増加および意見分裂もあって、労働組合の政策形成に及ぼす影響力は低下した。さらに2010年代に入ると、債務危機などの国内、国際経済要因も加わり、政策形成を速めるために、政権党の党派的偏向を問わずに労働組合を政策形成過程から実質的に排除するという現象が見られるようになった。この点に関しては、イタリアの労働組合も日本の組合と同様、その政治的影響力ならびに経営者への対抗力を大きく減少させることになった。

IV 結 論

本稿においては、日本における労働市場改革、とりわけ労働市場の規制緩和が、労働組合の経営者への対抗力にどのような影響を及ぼしたかを、イタリアとの比較を通して考察した。労働市場の規制緩和はその政策形成過程において、両国における労働組合の弱体化をもたらしたが、その程度および態様は日本とイタリアにおいて異なるものとなった。本稿では、労働組合の権力資源の構成要素である、労働組合の組織化率、組合の政策形成過程への関与の程度、ならびに規制緩和に関する組合内部での利害関係を分析することにより、その違いを考察した。

その結果、以下のことが示された。日本においては、1990年代後半から2010代前半に至る労働市場規制緩和の政策形成過程において、労働組合の政策参加の度合いが減少し、経営者への対抗力を減少させた。さらには、国際競争力を有する産業の企業別組合とその他の組合との間において規制緩和に関する意見不一致、利害対立が現れ、こ

れもまた労働組合の弱体化につながった。また、労働市場の規制緩和実施は、組織化の難しい、あるいは多くの企業別組合がその組織化に興味を示さない非正規労働者を増加させたことにより、労働者全体における組織化率を低め、労働組合の弱体化に寄与した。

他方、イタリアにおいては、労働市場規制緩和時における労働組合の政策参加の度合いは、2010年代初めまでは政権党の党派的偏向に左右された。中道左派政権時には政策参加の程度を高め、組合の経営者への対抗力は高まったが、中道右派政権時には政策参加の程度が低下し、対抗力は弱まった。その後は、イタリアの債務危機や経済状況の悪化もあって、党派的偏向の影響が弱まり、モンティが率いるテクノクラート政権およびレンツィが率いる中道左派を第1党とする政権は、政策形成過程において労働組合をほぼ排除した結果、組合は政治的影響力を弱め、解雇規制の緩和を許した。

組合内部の利害対立に関しては、中道右派政権による非正規労働市場の緩和時には、全国3大労組の意見分裂もあり、組合は経営者に対抗する力を弱めたが、中道左派政権による非正規労働市場の緩和時や、中道右派政権が解雇規制の緩和を意図した時は、3大労組は結集してその政治的影響力を高め、緩和の削減や撤回を可能にした。しかしながら、2010年代に入ると、3大労組が結集して大規模な大衆動員などを行っても政府による解雇規制の緩和は阻止できず、政策形成過程からの実質的な排除もあって、労働組合の対抗力は以前に比べ格段に低下した。他方で、1990年代の規制緩和実施後、労働組合の組織率には低下傾向が見られるが、それでも日本の倍近くあり、少なくともこの点と大衆動員能力においては、イタリアの労働組合は日本の労働組合に優り、弱体化の程度は抑えられたといえる。

以上、日本とイタリアの比較から示唆されることは、労働市場の規制緩和がその政策形成過程などを通して労働組合の弱体化につながるとしても、労働組合の権力資源を構成する要素、すなわち、労働組合の組織化率、政策形成過程への参加程度および規制緩和に対する利害関係における相

違によって、労働組合の弱体化の程度、態様にも相違が生じ得るということである。さらには、組合が大衆動員により政策内容に与え得る影響力も、経済危機時には党派的偏向が薄れた政権による政策判断が決定的となり、格段に減少し得るということである。

リーマンショックおよびそれ以降の経済危機時には、新自由主義に基づく労働市場政策も採られたが、他方で、経済格差の拡大などによる新自由主義への反発の下、その趨勢が衰え始めた現在の状況においては、最近のコロナ対策もあって、政府の経済に対する干渉の度合いが増加した。この中には労働者保護政策の導入もあったが、これは日本、イタリアを含む多くの国において労働組合の権力資源が増加したからではなく、経済状況の改善や経済成長を意図したケインズ主義的な政策によるものであった。労働組合はさらなる弱体化を防ぐためにも、権力資源を増やす戦略の構築だけでなく、その社会的、経済的な存在意義を高める必要がある。

参考文献

- 朝日新聞 (2017) 「『残業代ゼロ』一転容認 連合、条件付け「実をとる」」7月12日。
- 鈴木玲 (2004) 「労働組合再活性化戦略の研究サーベイ——制度と戦略の総合関係と3つの再活性化戦略の検討」『大原社会問題研究所雑誌』548号, pp. 9-24。
- 中村圭介・三浦まり (2001) 「連合の政策参加——労基法、派遣法改正を中心に」連合総合生活開発研究所編『労働組合の未来をさぐる——変革と停滞の90年代を越えて』連合総合生活開発研究所。
- 日本経済新聞 (2017) 「連合、神津会長が統投へ「脱時間給」混乱を収拾」7月20日。
- 濱口桂一郎 (2004) 『労働法政策』ミネルヴァ書房。
- 三浦まり (2005) 「連合の政策参加」中村圭介・連合総合生活開発研究所編『衰退か再生か——労働組合活性化への道』勁草書房。
- CNEL (2006) *Rapporto: Il Mercato del Lavoro 2005*. Roma: CNEL.
- Culpepper, Pepper D. and Aidan Regan (2014) "Why Don't Governments Need Trade Unions Anymore? The Death of Social Pacts in Ireland and Italy," *Socio-Economic Review*, Vol. 12, No. 4, pp. 723-745.
- Durazzi, Niccolo, Timo Fleckenstein and Soohyun Christine Lee (2018) "Social Solidarity for All? Trade Union Strategies, Labor Market Dualization, and the Welfare State in Italy and South Korea," *Politics and Society*, Vol. 46, No. 2, pp. 205-233.
- Emmenegger, Patrick, Silja Häusermann, Bruno Palier and Martin Seeleib-Kaiser (2012) "How We Grow Unequal," in Patrick Emmenegger, Silja Häusermann, Bruno Palier and

- Martin Seeleib-Kaiser (eds.) *The Age of Dualization: The Changing Face of Inequality in Deindustrializing Societies*, Oxford: Oxford University Press.
- Ferrera, Maurizio and Elisabetta Gualmini (2004) *Rescued by Europe?: Social and Labour Market Reforms in Italy from Maastricht to Berlusconi*, Amsterdam: Amsterdam University Press.
- Fleckenstein, Timo and Soohyun Christine Lee (2019) "Oragnised Labour, Dualisation and Labour Market Reform: Korean Trade Unions Strategies in Economic and Social Crisis," *Journal of Contemporary Asia*, Vol. 49, No. 3, pp. 452-472.
- Guillén, Ana M. and Emanuele Pavolini (2015) "Welfare States under Strain in Southern Europe: Overview of the Special Issue," *European Journal of Social Security*, Vol. 17, No. 2, pp. 147-157.
- Haddock, Bruce (2002) "Italy in the 1990s: Policy Concertation Resurgent," in Stefan Berger and Hugh Compston (eds.) *Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe: Lessons for the Twenty-First Century*, New York: Berghahn Books.
- Hanami, Tadashi (2004) "The Changing Labor Market, Industrial Relations and Labor Policy," *Japan Labor Review*, Vol. 1, No. 1, pp. 4-16.
- Korpi, Walter (1978) *The Working Class in Welfare Capitalism: Work, Unions, and Politics in Sweden*, London: Routledge & Kegan Paul.
- (1983) *The Democratic Class Struggle*, London: Routledge & Kegan Paul.
- (1998) "Power Resources Approach vs Action and Conflict: On Causal and Intentional Explanations in the Study of Power," in Julia S. O'Connor and Gregg M. Olsen, (eds.) *Power Resources Theory and the Welfare State: A Critical Approach*, Toronto: University of Toronto Press.
- (2006) "Power Resources and Employer-Centered Approaches in Explanations of Welfare States and Varieties of Capitalism: Protagonists, Consenters, and Antagonists," *World Politics*, Vol. 58, No. 2, pp. 167-206.
- Kume, Ikuo (1998) *Disparaged Success: Labor Politics in Postwar Japan*, Ithaca: Cornell University Press.
- León, Margarita, Emanuele Pavolini and Ana M. Guillén (2015) "Welfare Rescaling in Italy and Spain: Political Strategies to Deal with Harsh Austerity," *European Journal of Social Security*, Vol. 17, No. 2, pp. 182-201.
- Luque Barbona, David and Sergio González Buega (2015) "Austerity and Welfare Reform in South-Western Europe: A Farewell to Corporatism in Italy, Spain and Portugal?" *European Journal of Social Security*, Vol. 17, No. 2, pp. 271-291.
- Marx, Paul and Peter Starke (2017) "Dualization as Destiny? The Political Economy of the German Minimum Wage Reform," *Politics and Society*, Vol. 45, No. 4, pp. 559-584.
- Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali (2001) *White Paper on the Labor Market in Italy: Proposals for an Active Society and Quality Employment*, Roma.
- Molina, Oscar and Martin Rhodes (2007) "Industrial Relations and Welfare State in Italy: Assessing the Potential of Negotiated Change," *West European Politics*, Vol. 30, No. 4, pp. 803-829.
- Moreira, Amílcar, Ángel Alonso Domínguez, Cátia Antunes, Maria Karamessini, Michele Raitano, and Miguel Glatzer (2015) "Austerity-Driven Labour Market Reforms in Southern Europe: Eroding the Security of Labour Market Insiders," *European Journal of Social Security*, Vol. 17, No. 2, pp. 202-225.
- Mouer, Ross and Hirotsuke Kawanishi (2005) *A Sociology of Work in Japan*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Palier, Bruno and Kathleen Thelen (2010) "Institutionalizing Dualism: Complementarities and Change in France and Germany," *Politics and Society*, Vol. 38, No. 1, pp. 119-148.
- Regini, Marino and Ida Regalia (1997) "Employers, Unions and the State: The Resurgence of Concertation in Italy?" *West European Politics*, Vol. 20, No. 1, pp. 210-230.
- Swenson, Peter (1991) "Bringing Capitalist Back In, or Social Democracy Reconsidered: Employer Power, Cross-Class Alliances, and Centralization of Industrial Relations in Denmark and Sweden," *World Politics*, Vol. 43, No. 4, pp. 513-544.
- Thelen, Kathleen (2014) *Varieties of Liberalization and the New Politics of Social Solidarity*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Tiraboschi, Michele (2006) *Le Esternalizzazioni dopo la Riforma Biagi: Somministrazione, Appalto, Distacco e Trasferimento di Azienda*, Milano: Giuffrè Editore.
- (2012) "Italian Labour Law after the So-called Monti-Fornero Reform (Law No 92/2012)," *E-Journal of International and Comparative Labour Studies*, Vol. 1, No. 3-4, pp. 47-86.
- Visser, Jelle (2006) "Union Membership Statistics in 24 Countries," *Monthly Labor Review*, January, pp. 38-49.
- Watanabe, Hiroaki Richard (2012) "Why and How did Japan Finally Change Its Ways? The Politics of Japanese Labour-Market Deregulation since the 1990s," *Japan Forum*, Vol. 24, No. 1, pp. 23-50.
- (2014) *Labour Market Deregulation in Japan and Italy: Worker Protection under Neoliberal Globalisation*, London: Routledge.
- (2015) "The Struggle for Revitalisation by Japanese Labour Unions: Worker Organising after Labour-Market Deregulation," *Journal of Contemporary Asia*, Vol. 45, No. 3, pp. 510-530.
- (2018) "Labour Market Dualism and Diversification in Japan," *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 56, No. 3, pp. 579-602.
- (2020) *The Japanese Economy*, Newcastle: Agenda Publishing, New York: Columbia University Press.
- (2021) "The Political Agency and Social Movements of Japanese Individually-Affiliated Unions," *Economic and Industrial Democracy*, Vol. 42, No. 3, pp. 531-551.

わたなべ・ひろあき 立命館大学国際関係学部教授。主に *Labour Market Deregulation in Japan and Italy: Worker Protection under Neoliberal Globalisation* (Routledge, 2014)。比較労働政治、国際政治経済学専攻。